

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 28 日

金 曜 日

第 3743 号

## 目 次

<b>規 則</b>	
○富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則	1
<b>告 示</b>	
○富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消し	2
○有害図書等の指定	3
○都市計画事業の事業計画の変更認可	4
○都市計画事業の認可	5
<b>公安委員会告示</b>	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	6
<b>企業局告示</b>	
○富山県ゴルフ練習場貸出料の額についての一部改正	9
<b>監査委員公告</b>	
○監査の結果の公表	10

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第34号

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則（平成 4 年富山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

〃 （衛星移動車）	〃 とやまスーパーバードかはんちきゅう 1
-----------	--------------------------

を

「	〃 (富山県県庁可搬局)	〃	
		とやまスーパーバードかはんちきゅう	V81

に、

新川地域消防本部	〃	V34
新川地域消防組合宇奈月消防署	〃	V35
新川地域消防組合入善消防署	〃	V47
新川地域消防組合朝日消防署	〃	V32

を

「新川地域消防本部	〃	V34
-----------	---	-----

に改める。

別表第 1 の 3 の表に次のように加える。

湯谷川ダム管理事務所	〃	ゆたにがわダム
------------	---	---------

別表第 1 の 5 の表に次のように加える。

湯谷川ダム管理事務所	〃	ゆたにがわ 1、101
------------	---	-------------

別表第 2 中「東京事務所」を「首都圏本部」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(管 財 課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

#### 富山県告示第164号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消

## しについて

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定し、併せて次の売りさばき人及び売りさばき所の指定を取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 指定したもの

- (1) 指定年月日 平成26年3月31日
- (2) 売りさばき人 富山市婦中町速星 585番地  
服部 正紀
- (3) 売りさばき所 富山市婦中町速星 585番地

## 2 指定を取り消したもの

- (1) 指定取消年月日 平成26年3月31日
- (2) 売りさばき人 富山市婦中町速星 606番地  
米谷 美輝子
- (3) 売りさばき所 富山市婦中町速星 606番地

## 富山県告示第165号

## 有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成26年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発行所名	指 定 理 由
19220	雑誌	JKH6制服コレクション 裏め・き・らDVD 2月号増刊	2014.2.15	株式会社ブレ インハウス	著しく青少年の性的 感情を刺激し、著し く青少年の粗暴性若 しくは残ざやく性を 誘発し、若しくは助
19221	〃	Bejean 4	H26.2.22	株式会社ジー オーティアー	

19222	〃	ミニっ娘。Premium 裏め・き・らDVD 4月号増刊	2014. 4. 1	株式会社ブレ インハウス	長し、又は著しく青 少年の犯罪若しくは 自殺を誘発し、その 健全な育成を阻害す るおそれがある。
19223	〃	That's DAN Apr. 2014 五十路妻のリアルドキュ メント	2014. 4. 1	〃	
19224	〃	indiesnet Expansion 裏妻アナザーフェイス VOL. 1	H 26. 4. 10	サニー出版株 式会社	
19225	〃	コミックデンマ 04 2014	2014. 4. 13	株式会社茜新 社	
19226	〃	処女喪失 ベビーフェイスシスター 4月号増刊	2014. 4. 15	株式会社ブレ インハウス	

### 富山県告示第166号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 3 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 施行者の名称

射水市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道事業

射水公共下水道

#### 3 事業地

##### (1) 収用の部分

平成21年富山県告示第113号、平成25年富山県告示第262号の事業地のうち、本町二丁目、八幡町一丁目及び太閤山10丁目を削る。

##### (2) 使用の部分

変更なし

#### 4 事業施行期間

昭和34年4月1日から

平成31年3月31日まで

### 富山県告示第167号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称  
砺波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
砺波都市計画下水道事業  
砺波公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし
- 4 事業施行期間  
昭和59年8月7日から  
平成30年3月31日まで

### 富山県告示第168号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を

---

認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画下水道事業

南砺公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

南砺市大窪字村中島から城端字西新田町

南砺市山斐から坪野

南砺市柴田屋から福野字横町

南砺市遊部から遊部

4 事業施行期間

平成26年3月28日から

平成28年3月31日まで

**富山県公安委員会告示第44号**

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成26年3月29日から施行する。

平成26年3月28日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

別表第1 (1)通行禁止

高岡市の項第 230号の次に次の1号を加える。

231	市道 下伏間江19 号線 下伏間江13 号線	高岡市下伏間江 128 山田康夫方先庄川左岸堤防 から 同 二塚 322-5 高岡テクノドーム前交差点 まで	770	終日	大型等	
-----	------------------------------------	---	-----	----	-----	--

別表第 1 (2)踏切道の通行禁止

地鉄本線黒部市の項第 4 号を次のように改める。

4		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

北陸本線射水市の項第 4、5 号を次のように改める。

4	市道	射水市三ヶ1453-8 第2小杉農道踏切	20	終日	自動車 (二輪の 自動車、 小型特殊 自動車を 除く)	
5	市道	射水市三ヶ1588-6 第1小杉農道踏切	16	終日	自動車 (二輪の 自動車、 小型特殊 自動車を 除く)	

別表第 1 (3)一方通行

入善町の項第 1 号を次のように改める。

1	入善町入膳5223養照寺北西角から同町入膳 5204竹内方先交差点までに至る町道は、同 順路の進行方向の一方通行とする。	100	終日	車両 (軽車両 を除く)	
---	--	-----	----	--------------------	--

高岡市の項第 229号の次に次の 4 号を加える。

230		高岡市末広町1017高岡駅前交差点先高岡駅 北口東側ロータリー入口から同市下関町4 -56高岡駅東口交差点に至る市道高岡駅北 口東側1号線、市道高岡駅北口東側2号 線、市道高岡駅北口東側3号線、並びに市 道高岡駅北口東側4号線は、同順路の進行 方向の一方通行とする。	366	終日	自動車・原 付	
231		高岡市末広町1017高岡駅前交差点先高岡駅 北口西側ロータリー入口から同市下関町6 -1高岡ステーションビル前を経て同市末 広町1017高岡駅前交差点先高岡駅北口西側 ロータリー出口に至る市道高岡駅北口西側 ロータリー線は、同順路の進行方向の一方 通行とする。	140	終日	自動車・原 付	

232	高岡市吉久2486-1キングオブノースランド吉久店南方交差点から同所交差点南方135m先牧野大橋西詰流入地点に至る県道姫野能町線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	135	終日	自動車・原付	
233	高岡市吉久2486-1キングオブノースランド吉久店南方牧野大橋西詰との流出地点から高岡市能町2412日本重化学工業㈱高岡事業所庄川工場南方丁字路交差点に至る県道姫野能町線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	129	終日	自動車・原付	

## 別表第 5 最高速度

富山市の項第 856号の次に次の 1 号を加える。

857	市道 秋吉中央線	富山市秋吉31-1 近代食堂まりの屋角交差点 から 同 中川原40-1 (株)ミヤモト先中川原交差点 まで	850	終日	40	
-----	-------------	--	-----	----	----	--

高岡市の項第 444号の次に次の 2 号を加える。

445	市道 下伏間江19 号線	高岡市下伏間江 125 武内卓司方先交差点から 同 下伏間江 128 山田康夫方先庄川左岸堤防 まで	300	終日	30	
446	市道 下伏間江13 号線	高岡市下伏間江 125 武内卓司方先交差点から 同 二塚 322-5 高岡テクノドーム先交差点 まで	470	終日	40	

## 別表第 6 (1)車両の横断の禁止

魚津市、滑川市の項第 1 号を次のように改める。

1	一般国道 8号	魚津市吉野 342 浦田方先から 滑川市大掛西3838-2 大掛西交差点西側 150m 先ま で	2,800	終日		
---	------------	--	-------	----	--	--

## 別表第 8 (1)車両の駐車の禁止

高岡市の項第 3、246号を次のように改める。

3		削 除				
246	市道 高岡駅北口 東側 1 号線 から 高岡駅北口	高岡市下関町 6-1 J R 西日本高岡駅北口広場 入口 同 下関町 4-56 デュオビル北東角交差点	607	終日	バス・タ クシー	面規制



	東側 5 号線 まで 高岡駅北口 西側ロータ リー線	同 下関町 6-1 高岡ステーションビル北側 同 下関町 6-1 JR 西日本高岡駅北口広場出 口を結ぶ区域内の道路				
--	--	--	--	--	--	--

## 富山県企業局告示第 1 号

富山県ゴルフ練習場貸出料の額についての一部改正について

富山県ゴルフ練習場貸出料の額について（平成 3 年富山県企業局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この告示の施行前に発行した富山県ゴルフ練習場の貸出料（ボール）に係る 1,000 円券、2,000 円券、3,000 円券、5,000 円券及び 10,000 円券でこの告示の施行の際現に効力を有するものは、なお引き続き使用することができる。

平成 26 年 3 月 28 日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

表を次のように改める。

区 分			午前 6 時から 午前 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 11 時まで
1,080 円 券	貸出料 (ボール) 1 球	平日	7.56 円	9.65 円	10.80 円
		土曜日、 日曜日、 祝祭日	7.56 円	10.80 円	10.80 円
2,160 円 券	貸出料 (ボール) 1 球	平日	7.56 円	9.69 円	10.80 円
		土曜日、 日曜日、 祝祭日	7.56 円	10.80 円	10.80 円
3,240 円 券	貸出料 (ボール) 1 球	平日	7.20 円	9.26 円	10.29 円
		土曜日、 日曜日、 祝祭日	7.20 円	10.29 円	10.29 円

5,400円 券	貸出料 (ボール) 1 球	平日	6.88円	8.83円	9.82円
		土曜日、 日曜日、 祝祭日	6.88円	9.82円	9.82円
10,800円 券	貸出料 (ボール) 1 球	平日	6.58円	8.46円	9.40円
		土曜日、 日曜日、 祝祭日	6.58円	9.40円	9.40円

(企・経営管理課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**監査の結果の公表について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定に基づき、平成26年 2 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 3 月28日

富山県監査委員 坂 野 裕 一  
富山県監査委員 渡 辺 守 人  
富山県監査委員 酒 井 三 郎  
富山県監査委員 桶 屋 泰 三

**1 監査対象箇所****監 査 年 月 日**

知事政策局	広 域 消 防 防 災 セ ン タ ー	平成26年 2 月27日
経営管理部	職 員 研 修 所	平成26年 2 月 4 日
同	公 文 書 館	平成26年 2 月 4 日
生活環境文化部	消 費 生 活 セ ン タ ー	平成26年 2 月18日
同	環 境 科 学 セ ン タ ー	平成26年 2 月18日
厚生部	新 川 厚 生 セ ン タ ー	平成26年 2 月21日
同	砺 波 厚 生 セ ン タ ー	平成26年 2 月24日

## 監査対象箇所

## 監 査 年 月 日

厚生部	富山児童相談所	平成26年2月13日
同	高岡児童相談所	平成26年2月5日
同	富山学園	平成26年2月18日
同	身体障害者更正相談所	平成26年2月4日
同	衛生研究所	平成26年2月19日
同	食肉検査所	平成26年2月10日
同	薬事研究所	平成26年2月6日
商工労働部	計量検定所	平成26年2月4日
同	技術専門学院	平成26年2月18日
農林水産部	農林水産総合技術センター	平成26年2月27日
同	東部家畜保健衛生所	平成26年2月13日
教育委員会	東部教育事務所	平成26年2月21日
同	県立図書館	平成26年2月6日
同	埋蔵文化財センター	平成26年2月4日
同	滑川高等学校	平成26年2月4日
同	雄山高等学校	平成26年2月24日
同	富山中部高等学校	平成26年2月5日
同	呉羽高等学校	平成26年2月17日
同	新湊高等学校	平成26年2月17日
同	高岡高等学校	平成26年2月6日
同	高岡南高等学校	平成26年2月20日
同	砺波高等学校	平成26年2月24日
同	砺波工業高等学校	平成26年2月24日
同	雄峰高等学校	平成26年2月19日
同	富山聴覚総合支援学校	平成26年2月10日
同	高岡聴覚総合支援学校	平成26年2月20日
公安委員会	滑川警察署	平成26年2月4日
同	富山北警察署	平成26年2月3日

**監査対象箇所****監 査 年 月 日**

公安委員会	富 山 中 央 警 察 署	平成26年 2 月13日
同	富 山 南 警 察 署	平成26年 2 月17日
同	射 水 警 察 署	平成26年 2 月17日
同	高 岡 警 察 署	平成26年 2 月17日
同	砺 波 警 察 署	平成26年 2 月25日

**2 監査対象年度**

平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度

**3 監査結果**

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

**<<注意事項>>**

- ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。
- イ 収入科目を誤っているものがあつた。(2箇所)
- ウ 収入証紙収納額報告書に誤りがあつた。(2箇所)
- エ 報酬の支給に誤りがあつた。
- オ 時間外手当の支給に誤りがあつた。
- カ 物品購入の契約手続きにおいて、複数見積のないものがあつた。
- キ 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあつた。
- ク 委託契約事務に適切でないものがあつた。
- ケ 財産に関する調書が提出されていなかった。(2箇所)
- コ 備品出納簿兼受払簿等に未整理のものがあつた。
- サ 財産報告の内容を誤っているものがあつた。
- シ 行政財産使用許可手続を誤っているものがあつた。
- ス 交通事故による損害が生じた。(4箇所)